



目 次	
高知県公営企業局管理規程	ページ
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	1
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	1
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	2
◎高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程	2
◎高知県公営企業局庁舎管理規程の一部を改正する規程	2
◎高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程	3
◎高知県公営企業局職員の駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程	4
◎高知県立病院経営者会議、経営会議等の設置に関する規程の一部を改正する規程	5
◎高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程	5
高知県公営企業局訓令	
◎高知県公営企業局公文書規程の一部を改正する訓令	6
◎高知県公営企業局処務規程等の一部を改正する訓令	6
高知県公営企業局告示	
◎高知県立病院に係る病院事業料金の指定代理納付者の指定及び告示の廃止	6
◎高知県立病院に係る医業未収金の収納事務の委託及び告示の廃止	6
◎高知県立あき総合病院に係る病院事業料金の収納事務の委託及び告示の廃止	7
高知県公営企業局公告	
○公印の新調	7
高知県議会訓令	
◎高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令	8
高知県監査委員訓令	
◎高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令	9
高知県人事委員会訓令	
◎高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	9

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成24年4月1日
 高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第3号
高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程
 高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
 第11条第1項第2号中「第6条の2第2項」を「第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業（以下この号において「放課後等デイサービス事業」という。）若しくは同法第6条の3第2項」に改め、「第5条第8項に規定する児童デイサービスを行う事業（以下この号において「児童デイサービス事業」という。）若しくは同法」を削り、「当該放課後児童健全育成事業」を「当該放課後等デイサービス事業、放課後児童健全育成事業」に改め、「児童デイサービス事業」を削る。
 第24条中「職員が」を「職員が同条に規定する」に、「特定した」を「特定した」に改め、同条第2号中「配ぜん」を「配膳」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則
 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成24年4月1日
 高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第4号
高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程
 高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
 第2条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。
 第3条の2第1項の表中

各病院	放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	2
	危険な病原体に汚染された検体を取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接す	2

	る病理細菌技術者	
	危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱う洗濯員	2
	放射線助手及び検査助手	1
安芸病院及び幡多けんみん病院	結核病棟に勤務する看護師及び准看護師	1
芸陽病院	病棟に勤務する看護師及び准看護師	2
	作業療法士	2
	心理判定員	1

を「

各病院	放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	2
	危険な病原体に汚染された検体を取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	2
あき総合病院	精神科の病棟に勤務する看護師及び准看護師	2
	精神科の業務に専ら従事する作業療法士	2
	精神科の業務に専ら従事する心理判定員	1

に改める。
 第11条中「若しくはこれらに準ずる勤務を命ぜられている放射線助手」を削る。
 第12条を次のように改める。
第12条 削除
 付則中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次

に次の1項を加える。

11 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における幡多けんみん病院の集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させる病棟（公営企業局長が別に定めるものに限る。）に勤務する看護師及び准看護師の給料の調整額は、第3条の2の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額からその額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程第3条の2の規定にかかわらず、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間において各病院の結核病棟に勤務する看護師及び准看護師については、この規程による改正前の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程第3条の2（第1項の表中「安芸病院」とあるのは、「あき総合病院」と読み替えるものとする。）の規定により定められる額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の給料の調整額を支給するものとする。

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第5号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第5条第1項中「安芸病院」を「高知県立あき総合病院（第9条第11項において「あき総合病院」という。）」に改め、同項の表診療部の項中「（内科）を「（内科 精神科 神経内科）」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に、「医療安全管理室」を「医療安全管理室 感染管理室」に改め、同条第2項を削り、同条第3項の表診療部の項中「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改め、同表医療情報部の項中「医療安全管理室」を「医療安全管理室 感染管理室」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第3項を削る。

第8条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項第3号中「鏡川工業用水道施設」を「鏡川工業用水道施設及び香南工業用水道施設」に改め、同項中第4

号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第9条第11項を削り、同条第10項中「安芸病院」を「あき総合病院」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項第3号中「（芸陽病院にあつては、作業療法士を含む。）」を削り、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 感染管理室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）感染管理に關すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、感染管理に關する必要な事項第14条の表次長の項中

事業所 開設準備事務所	所長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
----------------	---------------------

を

事業所	所長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
-----	---------------------

に改め、同表所長の項中「又は開設準備事務所」を削る。

第16条第1項の表開設準備事務所の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成24年3月31日現在において、高知県立安芸病院又は高知県立芸陽病院に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を發せられないものは、同年4月1日付けで、現に有する職名をもって、高知県立あき総合病院に勤務を命ぜられたものとする。
（高知県公営企業局職員就業規程等の一部改正）
- 3 次に掲げる規程の規定中「第3条第1項」を「第3条」に改める。
 - （1）高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）第48条第1項
 - （2）高知県公営企業局公印規程（昭和48年高知県企業局管理規程第11号）第3条第1項及び別表
 - （3）高知県公営企業局職員安全衛生管理規程（平成4年高知県企業局管理規程第3号）第2条第6号及び第7号
 - （4）高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第24号）第2条第4号
 - （5）高知県公営企業局病院事業財務規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第28号）第2条第4号
 - （6）高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程（昭和37年高知県電気局管理規程第2号）第2条第2項

- （7）高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程（昭和45年高知県企業局管理規程第7号）第4条第1項及び別表備考
- （8）高知県営発電所運転保守規程（平成13年高知県企業局管理規程第5号）第20条第3項

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第6号

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程（平成4年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「高知県立安芸病院及び高知県立幡多けんみん病院にあつては各2人、高知県立芸陽病院にあつては1人」を「各2人」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

高知県公営企業局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第7号

高知県公営企業局庁舎管理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局庁舎管理規程（平成6年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「立ちふさがり」を「立ち塞がり」に改める。

第8条第2項中「適当と」を「適当であると」に改め、同条第3項中「付すこと」を「付すること」に改め、同条第4項中「第1項」を「第2項」に、「その許可」を「当該許可」に改める。

第11条第1項第3号中「第8条第1項」を「第8条第2項」に、「同項各号」を「同条第1項各号」に、「同条第3項の」を「同条第3項の規定に基づく」に改め、同条第4項中「第7条」を「第7条各号」に改める。

第14条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「事項は、」を「事項は、高知県公営企業局長が」に改める。

別表第1中

「

高知県立安芸病院の庁舎	高知県立安芸病院長の職にある者
-------------	-----------------

高知県立芸陽病院の庁舎	高知県立芸陽病院長の職にある者
-------------	-----------------

を「

高知県立あき総合病院の庁舎	高知県立あき総合病院長の職にある者
---------------	-------------------

に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。



高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第8号

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局事務処理規程（平成8年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第1項第3号中「生じる」を「生ずる」に改める。

第11条第1項ただし書中「専決できるもの」を「専決することができるもの」に改める。

第13条第1項の表病院の項中「事務局次長」を「事務部次長」に改める。

別表第1の3の(20)のウの項を次のように改める。

ウ 課長及び企画監に係るもの			○		〃		病院に勤務する職員の県立病院課の用務での勤務に係るものについては、県立病院課長が専決する。
----------------	--	--	---	--	---	--	---

別表第1の4の(2)の項及び4の(3)の項中「職員」を「職員（病院に勤務する職員を除く。）」に改める。

別表第2中21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、同表15の項中「14」を「15」に改め、同項を同表16の項とし、同表中14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、同表10の項中「〃」を「所長及び次長に係るもの以外のものについては、次長が専決する。」に改め、同項を同表11の項とし、同表9の項の次に次のように加える。

10 管理職員特別勤務手当実績簿の確認に関すること。	○		
----------------------------	---	--	--

別表第3の34の項中「33」を「36」に改め、同項を同表37の項とし、同表中33の項を36の項とし、32の項を35の項とし、31の項を34の項とし、30の項を33の項とし、29の項を32の項とし、28の項を31の項とし、27の項を30の項とし、26の項を29の項とし、25の項を28の項とし、24の項を27の項とし、23の項を26の項とし、22の項を25の項とし、21の項を24の項とし、20の項を23の項とし、19の項を22の項とし、18の項を21の項とし、17の項を20の項とし、同項の前に次のように加える。

18 職員に対する宿舍の貸与の承認に関すること。	○		
--------------------------	---	--	--

19 職員に対する被服の貸与に関すること。	○		
-----------------------	---	--	--

別表第3中16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項の次に次のように加える。

13 管理職員特別勤務手当実績簿の確認に関すること。	○		
----------------------------	---	--	--

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。



高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第9号

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条、第5条関係）

職員駐車場	職員駐車場の利用料の額
発電管理事務所駐車場	100円
総合制御所駐車場	1,000円
あき総合病院駐車場	500円
幡多けんみん病院駐車場	100円

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行後においてこの規程による改正前の高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の規定により納付すべき職員駐車場の利用料については、なお従前の例による。

高知県立病院経営者会議、経営会議等の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第10号

高知県立病院経営者会議、経営会議等の設置に関する規程の一部を改正する規程

高知県立病院経営者会議、経営会議等の設置に関する規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

題名中「経営会議等」を「経営幹部会議等」に改める。

第1条第1項中「高知県立安芸病院、高知県立芸陽病院」を「高知県立あき総合病院」に、「経営改善の推進、患者サービスの向上等病院運営の抜本的な改革を行い、県民から信頼される」を「医療の質的向上及び経営の健全化を図り、将来にわたって地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供することができる」に、「次に掲げる会議」を「次に掲げる会議（以下「会議」という。）」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

（2）経営幹部会議（以下「経営幹部会議」という。）

（3）運営会議（以下「運営会議」という。）

第1条第2項中「経営会議」を「経営幹部会議及び運営会議」に改める。

第2条第1項中「各病院の経営改善、患者サービスの向上等病院運営のすべての」を「病院事業及び各病院の医療提供体制並びに各病院の経営に係る全ての」に改め、同条第2項中「調整会議は、高知県公営企業局及び各病院」を「経営幹部会議は、当該病院」に、「経営改善の総合的な調整」を「医療の質的向上、経営健全化計画の進捗管理等経営の健全化に向けた方針の決定等」に改め、同条第3項中「経営会議」を「運営会議」に、「の経営改善の推進、患者サービスの向上等」を「における医療の質的向上、経営健全化計画の進捗管理等経営の健全化」に改める。

第3条第2項中「調整会議」を「経営幹部会議」に、「各病院の経営会議の代表者2名及び高知県公営企業局の代表者4名」を「当該病院の病院長、副院長、事務部長及び看護部長並びに高知

県公営企業局長、高知県公営企業局次長及び高知県公営企業局県立病院課長」に改め、同条第3項中「経営会議」を「運営会議」に、「及び」を「、副院長、事務部長及び看護部長並びに」に改める。

第4条中「調整会議にあつては高知県公営企業局長が別に定める者、経営会議」を「経営幹部会議及び運営会議」に改める。

第6条第1項中「及び調整会議」を削り、同条第2項中「経営会議」を「経営幹部会議及び運営会議」に改める。

第7条中「経営者会議及び調整会議の運営に関し必要な事項は会長が定め、経営会議の運営に関し必要な事項は会長が経営会議規約を定めるものとする」を「会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年4月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第11号

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

第8条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表中「理学療法士」を「理学療法士、言語聴覚士」に、「芸陽病院」を「あき総合病院の精神科」に、「機械設備」を「機械設備」に改め、

洗濯等の業務に従事する職員	作業服（夏）	2着	2年
	作業服（冬）	1着	1年
	作業帽	2個	2年
	作業靴	1足	2年

を削り、同表注1を次のように改める。

1 新たに採用された職員にあつては、初年度に限り、診療衣、上衣、ズボン、看護衣（夏）（又は看護上衣（夏）及びズボン）、看護衣（冬）（又は看護上衣（冬）及びズボン）、看護上衣（夏）及び看護上衣（冬）をそれぞれの数量に2を乗じて得た数貸与し、その貸与期間は、それぞれ

の貸与期間に2を乗じて得た期間とする。
附 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

公 営 企 業 局 訓 令

高知県公営企業局訓令第3号

本 局
各事業所
各 病 院
高知県公営企業局公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成24年4月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作
高知県公営企業局公文書規程の一部を改正する訓令

高知県公営企業局公文書規程（平成16年4月高知県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「の電子文書交換システムにより電子署名が付与され交換される電子公文書」を「を介して交換される電子公文書のうち、電子署名が付与されるもの」に改める。

第5条第2項中「処理するもののほか」を「処理するほか」に改める。

第7条第2項中「よりがたい」を「より難しい」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「あて名」を「宛名」に改める。

第11条第2号及び第3号中「付すこと」を「付すること」に改める。

第13条中「総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより発信する電子公文書」を「総合行政ネットワーク公文書」に改める。

第14条第1項第1号中「あてた」を「宛てた」に改め、同項第2号中「あてのもの」を「宛てのもの」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改め、同項第3号中「院長あての」を「院長宛ての」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改め、同項第5号中「局長あての」を「局長宛ての」に、「院長あての」を「院長宛ての」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条第1項中「（公文書主任が受信した総合行政ネットワーク公文書を含む。次項において同じ。）」を削る。

第17条第3項中「部門」を「、部門」に改める。

第19条第1項ただし書中「別記第7号様式」を「、別記第7号様式」に改める。

第20条第2項中「総合行政ネットワークの電子文書交換システムを利用して公文書」を「総合行政ネットワーク公文書」に改める。

別記第3号様式中

「 あ て 名 を 宛 名 に改
（ 配 布 先 ） （ 配 布 先 ） 」

める。

別記第6号様式中

「 あ て 先 を 宛 先 に改め
」

る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の高知県公営企業局公文書規程別記様式は、この訓令による改正後の高知県公営企業局公文書規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県公営企業局訓令第4号

本 局
各事業所
各 病 院
高知県公営企業局処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局処務規程等の一部を改正する訓令

次に掲げる訓令の規定中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

- (1) 高知県公営企業局処務規程（平成8年8月高知県企業局訓令第1号）第2条第2号及び第3号
- (2) 高知県公営企業局公文書規程（平成16年高知県企業局訓令第3号）第2条第2号及び第3号
- (3) 高知県公営企業局建設工事監督規程（平成18年4月高知県企業局訓令第1号）第2条第1項
- (4) 高知県公営企業局建設工事検査規程（平成18年4月高知県企業局訓令第2号）第3条第2項第2号
- (5) 高知県公営企業局土木設計等委託業務監督規程（平成18年4月高知県企業局訓令第3号）第2条第1項
- (6) 高知県公営企業局土木設計等委託業務検査規程（平成18

年4月高知県企業局訓令第4号）第3条第2項第2号
附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第4号

高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年高知県条例第42号）の施行により高知県立安芸病院が高知県立あき総合病院に名称変更されたことに伴い、高知県立病院に係る病院事業料金の指定代理納付者の指定について次のとおり告示し、平成21年3月高知県公営企業局告示第1号（高知県立病院に係る病院事業料金の指定代理納付者の指定）は、廃止する。

平成24年4月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

病院名	指定代理納付者		指定期間
	所在地	名称	
高知県立あき総合病院	高知市本町四丁目2番40号 ニッセイ高知ビル7F	株式会社高知カード	平成21年3月1日から平成22年3月31日まで（以後1年間ごとに自動更新されるものとする。）
高知県立幡多けんみん病院	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	ユーシーカード株式会社	〃

高知県公営企業局告示第5号

高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年高知県条例第42号）の施行により高知県立芸陽病院が廃止され、及び高知県立安芸病院が高知県立あき総合病院に名称変更されたことに伴い、高知県立病院に係る医業未収金の収納事務の委託について次のとおり告示し、平成22年6月高知県公営企業局告示第2号（高知県立病院に係る医業未収金の収納事務の委託）は、廃止する。

平成24年4月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

病院名	指定代理納付者		委託期間
	所在地	名称	

高知県立あき総合病院 高知県立幡多けんみん病院	大阪府大阪市中央区今橋一丁目6番19号 コルマー北浜ビル6階	弁護士法人開明法律事務所	平成22年4月22日から平成25年3月31日まで
----------------------------	--------------------------------	--------------	--------------------------

高知県公営企業局告示第6号

高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年高知県条例第42号）の施行により高知県立安芸病院が高知県立あき総合病院に名称変更されたことに伴い、高知県立あき総合病院に係る病院事業料金の収納事務の委託について次のとおり告示し、平成23年5月高知県公営企業局告示第2号（高知県立安芸病院に係る病院事業料金の収納事務の委託）は、廃止する。

平成24年4月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作





所在地	名称	委託期間
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイ学館	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

公 営 企 業 局 告 告

高知県公営企業局公印規程（昭和48年高知県企業局管理規程第11号）第6条の規定により、新調した公印を次のとおり公告する。

平成24年4月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

公印の種類	印影	用途	使用開始年月日
専用公営企業局長印		一般文書	平成24年4月1日
病院院長印		一般文書	平成24年4月1日
病院院長印		納入通知書等の刷り込み用	平成24年4月1日
病院企業出納員印		出納事務用	平成24年4月1日

議 会 訓 令

高知県議会訓令第1号

議会事務局

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

高知県議会議長 武石 利彦

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令

高知県議会事務局規程（平成15年2月高知県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第32条の2」を「・第32条」に改める。

第5条第1項第8号及び第2項第10号中「又は」を「及び」に改める。

第7条中「すべての」を「全ての」に改める。

第11条第1項第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第16条中「必要と」を「必要があると」に改める。

第17条第7号中「の電子文書交換システムにより電子署名が付与され交換される電子公文書」を「を介して交換される電子公文書のうち、電子署名が付与されるもの」に改める。

第18条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「ふれる」を「触れる」に改める。

第23条第2項中「上司に」を「、上司に」に、「処理するもののほか」を「処理するほか」に改める。

第25条第1項第3号中「明りように」を「明瞭に」に改める。

第27条（見出しを含む。）中「あて名」を「宛名」に改める。

第28条中「用いる」を「用いるものとする」に改める。

第29条第1項第2号及び第3号中「付すこと」を「付すること」に改める。

第30条の2中「総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより発信する電子公文書」を「総合行政ネットワーク公文書」に改める。

第31条第1項第1号中「あてた」を「宛てた」に改め、同項第2号中「議長あての」を「議長宛ての」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改め、同項第3号中「あてた」を「宛てた」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改め、同項第5号中「議長あての」を「議長宛ての」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改める。

第32条第3項中「（公文書主任が受信した総合行政ネットワーク公文書を含む。次項において同じ。）」を削る。

第32条の2を削る。

第39条中「あて名」を「宛名」に改める。

第40条第1項中「やむを得ないもののほか」を「やむを得ない

ものを除き」に改める。

第41条第2項中「総合行政ネットワークの電子文書交換システムを利用して公文書」を「総合行政ネットワーク公文書」に改める。

第48条第2項中「すべての」を「全ての」に改める。

別記第6号様式中

「

あ て 名 (配布先)

」を「

宛名 (配布先)

」に改める。

る。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この訓令による改正前の高知県議会事務局規程別記様式は、この訓令による改正後の高知県議会事務局規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

監 査 委 員 訓 令

高知県監査委員訓令第2号

監査委員事務局

高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

高知県代表監査委員 朝日 満夫

高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

高知県監査委員事務局処務規程（平成15年4月高知県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「の電子文書交換システムにより電子署名が付与され交換される電子公文書」を「を介して交換される電子公文書のうち、電子署名が付与されるもの」に改める。

第4条第1項中「すべての」を「全ての」に改める。

第6条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「ふれる」を「触れる」に改める。

第10条第1項中「受けたとき」を「受けたときは」に、「処理するもののほか」を「処理するほか」に改め、同条第2項中「前項」を「前項の規定」に改める。

第11条第2項中「よりがたい」を「より難しい」に改める。

第12条第1項第3号中「明りょうに」を「明瞭に」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「あて名」を「宛名」に改める。

第14条第2項中「用いる」を「用いるものとする」に改める。

第16条第1項第4号及び第5号中「付すこと」を「付すこと」に改める。

第17条第1項第1号中「必要と」を「必要があると」に改め、同項第3号、第4号及び第6号中「次長あての」を「次長宛ての」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改め、同条第3項中「（公文書主任が受信した総合行政ネットワーク公文書を含む。）」を削る。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条中「重要と」を「重要であると」に、「配布前に」を「、配布前に」に改める。

第23条中「公文書主任」を「、公文書主任」に改める。

第24条中「総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより発信する電子公文書」を「総合行政ネットワーク公文書」に改める。

第25条第1項中「あて名」を「宛名」に改め、同条第2項中「やむを得ないもののほか」を「やむを得ないものを除き」に改める。

第27条第2項中「総合行政ネットワークの電子文書交換システムを利用して公文書」を「総合行政ネットワーク公文書」に改める。

第30条第1項ただし書中「のときは監査監が」を「のときは監査監が保存期間を」に改める。

第32条第1項中「閲覧できるよう」を「閲覧することができる」ように改める。

第33条第2項ただし書中「必要と」を「必要があると」に改める。

第43条第2項中「改姓若しくは改名したとき」を「改姓し、若しくは改名したとき」に、「前項」を「前項の規定」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中

「

あ て 名

」を「

宛 名

」に改める。

める。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この訓令による改正前の高知県監査委員事務局処務規程別記様式は、この訓令による改正後の高知県監査委員事務局処務規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

人 事 委 員 会 訓 令

高知県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局

高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

高知県人事委員会事務局処務規程（平成14年8月高知県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第18条」を「・第18条」に改める。

第2条第10号中「の電子文書交換システムにより電子署名が付与され交換される電子公文書」を「を介して交換される電子公文書のうち、電子署名が付与されるもの」に改める。

第3条第1項第2号ア中「決定又は処分した」を「決定し、又は処分した」に改める。

第4条第1項中「すべての」を「全ての」に改める。

第6条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「ふれる」を「触れる」に改める。

第10条第1項中「受けたとき」を「受けたときは」に、「処理するもののほか」を「処理するほか」に改め、同条第2項中「前項」を「前項の規定」に改める。

第11条第2項中「よりがたい」を「より難しい」に改める。

第12条第1項第3号中「明りょうに」を「明瞭に」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「あて名」を「宛名」に改める。

第14条第2項中「用いる」を「用いるものとする」に改める。

第16条第1項第2号及び第3号中「付すこと」を「付すこと」に改める。

第17条第1項第1号中「必要と」を「必要があると」に改め、同項第3号中「あてのもの」を「宛てのもの」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改め、同項第4号中「次長あての」を「次長宛ての」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改め、同項第6号中「委員あての」を「委員宛ての」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改め、同条第3項中「（公文書主任が受信した総合行政ネットワーク公文書を含む。）」を削り、「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第17条の2を削る。

第18条中「重要と」を「重要であると」に、「第17条第1項」を「前条第1項」に、「配布前に」を「、配布前に」に改める。

第23条中「公文書主任」を「、公文書主任」に改める。

第23条の2中「総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより発信する電子公文書」を「総合行政ネットワーク公文書」に改める。

第25条の2第2項中「総合行政ネットワークの電子文書交換システムを利用して公文書」を「総合行政ネットワーク公文書」に改める。

第28条第1項ただし書中「保存期間」を「、保存期間」に改める。

第28条第1項ただし書中「保存期間」を「、保存期間」に改める。

第30条第1項中「閲覧できるよう」を「閲覧することができるよう」に改める。

第31条第2項ただし書中「必要と」を「必要があると」に改める。

第41条第2項中「改姓若しくは改名したとき」を「改姓し、若しくは改名したとき」に、「前項」を「前項の規定」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中

「

あ	て	名
---	---	---

」を「

宛	名
---	---

」に改

める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の高知県人事委員会事務局処務規程別記様式は、この訓令による改正後の高知県人事委員会事務局処務規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。